

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和2年6月30日（令和2年（行個）諮問第110号）

答申日：令和3年12月20日（令和3年度（行個）答申第108号）

事件名：本人の申告に係る是正勧告書（控）の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「令和元年特定日に特定事業場に対する未払い賃金を特定労働基準監督署に申告してから是正勧告，是正報告に至ったまでに係る全ての資料一式。」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき，その一部を不開示とした決定について，諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については，別表の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は，行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し，令和2年1月9日付け滋労発基0109第2号により滋賀労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は，審査請求書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

是正勧告書（控）の違反事項について不開示としているが，その部分の開示を求める。

理由は，違反者がどのような違反をしたかについて公開されない限り，是正勧告に従いさえすれば，同じ法律違反を繰り返し行っても何もとがめがなく，抑止が効かないためである。処分庁は，労働基準監督機関が行う検査，犯罪捜査から逃れることを容易にし，又は助長することを懸念しているが，不開示とする方がかえって犯罪を誘発又は助長する。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は，理由説明書並びに補充理由説明書及び同2によると，おおむね以下のとおりである（補充理由説明書による主な訂正点は，下記1（2）のなお書き部分の追加，同2による訂正点は，下記3（1）イのなお書き部分及び（2）イ（ウ）のまた書き部分の追加であり，下線部で示す。）。

1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和元年12月13日付け（同月16日受付）で処分庁に対し、法の規定に基づき本件対象保有個人情報の開示請求を行った。
- (2) これに対して処分庁が一部開示の原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、令和2年4月8日付け（同月10日受付）で本件審査請求を提起したものである。

なお、諮問庁から審査請求人に対し、本件審査請求の趣旨について確認を行ったところ、審査請求書には特に強く開示を求める是正勧告書（控）の違反事項部分についてのみ記載したが、その他の不開示部分の中にも開示できる部分があるはずであり、事業場がどのような違反内容をしたのかわかるように、しっかりとした審査をしていただきたいという趣旨であるとのことであった。

2 諮問庁としての考え方

本件対象保有個人情報について、原処分における不開示部分の一部を新たに開示した上で、その余の部分については、不開示とすることが妥当であるとする。

3 理由

(1) 保有個人情報該当性について

本件対象保有個人情報は、審査請求人が令和元年特定日に特定労働基準監督署に対して行った特定事業場による賃金未払の申告に係る関係書類であり、具体的には、別表に掲げる文書1ないし5の各文書である。

なお、本件審査請求を受け、諮問庁において対象文書の確認を行ったところ、以下のア及びイに掲げる情報については、審査請求人の個人に関する情報ではなく、さらに審査請求人個人を識別することができる情報が含まれていないことから、同人を本人とする保有個人情報には該当しない。

ア 担当官が作成又は取得した文書（文書4②）

文書4は、労働基準監督官（以下「監督官」という。）が事務処理のために作成又は取得した文書であるが、文書4②には、審査請求人個人を識別することができる情報が含まれていないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しない。

イ 特定事業場から特定監督署に提出された資料（文書5②）

文書5は、特定事業場から特定監督署に提出された資料であるが、そのうち文書5②には、審査請求人個人を識別することができる情報が含まれていないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しない。

なお、文書5②については、仮にこれが保有個人情報に該当するとされた場合であっても、以下の理由から、法14条3号イ及びロ、5

号並びに7号イに該当することから、不開示とすることが妥当である。

当該部分には、当該事業場の労務管理等に関する情報が記載されており、これを開示すると、事業場の内部情報が明らかとなり、当該事業場の人材確保等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。このため、当該部分は、法14条3号イに該当する。

当該部分には、法人に関する情報が含まれており、これは労働基準監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号ロに該当する。

当該部分については、もし行政機関が法に基づく開示請求を受けて、一方的に非公開約束を破って開示すれば、契約違反、信義則違反で損害賠償を請求されたり、将来、監督官の要請に対して協力が得られず必要な情報が入手できなくなるおそれがあるため、法14条5号及び7号イに該当する。特に同条5号該当性については、犯罪の予防等に関する情報は、一般の行政運営に関する情報とは異なり、その性質上、犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、行政機関の長の判断は、その判断の基礎とされた重要な事実_に誤認があること等により同判断が全く事実の基礎を欠くか、又は事実に対する評価が明白に合理性を欠くことにより、同判断が社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかなものでない限り、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められないものと解すべきである（（参考）最高裁判所昭和53年10月4日大法廷判決（民集32巻7号1223頁））。本件においても、労働基準監督機関が犯罪の予防活動を行うに当たり、資料の開示をおそれた法人等がその提出に応じなくなる危険性が生じることが想定されることから、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとはいえない。

(2) 不開示情報該当性について（別表の2欄に掲げる部分）

ア 申告処理台帳及び続紙（文書1）

労働基準関係法令では、労働者は、事業場に同法令の違反がある場合においては、監督官に申告することができることとされている。監督官が申告を受理した場合、対象となる事業場に対し、臨検監督等の方法により労働基準法等関係法令違反の有無を確認し、違反等が認められた場合には、その是正を指導する。申告処理台帳は、かかる申告事案の処理状況及びその経過が記載された文書である。

申告処理台帳には、一般的に、受理年月日、処理着手年月日、完結年月日、完結区分、申告処理台帳番号、受付者、担当者、被申告者の事業の名称、所在地、事業の種類及び事業の代表者、申告者の氏名、

住所及び事業場内の地位，申告事項，申告の経緯，申告事項の違反の有無，倒産による賃金未払の場合の認定申請期限，違反条文，移送の場合の受理監督署及び処理監督署，処理経過直接連絡の諾否，付表添付の有無，労働組合の有無，労働者数，申告の内容等の記載欄がある。

また，申告処理台帳続紙には，一般的に，処理年月日，処理方法，処理経過，措置，担当者印，副署長・主任（課長）印及び署長判決等の記載欄がある。

文書1①には，監督官が面接した人物，当該事案に対する特定事業場の見解，監督官が行った特定事業場に対する指導内容，担当者の意見，処理方針等が記載されている。これらは，監督官が認定した事実に基づいた具体的な記述であり，申告者である審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。このため，当該部分は，これを開示すると，当該事業場の情報が明らかとなり，取引関係や人材確保の面等においてその権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから，法14条3号イに該当し，不開示とすることが妥当である。

また，当該部分には，法人に関する情報であって，監督署の要請を受けて開示しないとの条件で任意に提供されたものが含まれている。これらは通例として開示しないこととされているものであることから，法14条3号ロに該当し，不開示とすることが妥当である。

さらに，当該部分は，これを開示すると，申告処理における調査の手法が明らかになり，監督官の行う検査等に関する事務に関し，正確な事実の把握を困難にし，また，違法行為の発見が困難になるなど，検査事務という性格を持つ監督官が行う監督指導に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり，ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある。このため，当該部分は，法14条5号及び7号イに該当し，不開示とすることが妥当である。

イ 監督復命書及び続紙（文書3）

監督復命書は，監督官が事業場に対し臨検監督等を行った際に，事業場ごとに作成される文書である。当該文書は，一般的には，監督復命書の標題が付され，完結区分，監督種別，整理番号，事業場キー，監督年月日，労働保険番号，業種，労働者数，家内労働委託業務，監督重点対象区分，特別監督対象区分，外国人労働者区分，企業名公表関係，事業の名称，事業場の名称，所在地及び代表者職氏名，店社，労働組合，監督官氏名印，週所定労働時間，最も賃金の低い者の額，署長判決，副署長決裁，主任（課長）決裁，参考事項・意見，No.，違反法条項・指導事項・違反態様等，是正期日・改善期日（命令の期日を含む），確認までの間，備考1，備考2，面接者職氏名，別添等

の記載欄がある。

(ア) 文書 3 ①のうち「参考事項・意見」欄

当該部分には、臨検監督を実施したことにより判明した事実、指導内容、担当官の意見等、所属長に復命するために必要な情報が記載されている。これらは監督官が認定した事実に基づいた具体的な記述であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。このため、当該部分は、これを開示すると、当該事業場の信用を低下させ、取引関係や人材確保の面等においてその権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法 14 条 3 号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

また、当該部分には、監督署の要請を受けて開示しないとの条件で任意に提供された情報が含まれている。労働基準関係法令では、監督官の臨検を拒み、妨げ、若しくは忌避し、その尋問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をし、帳簿書類の提出をせず、又は虚偽の記載をした帳簿書類を提出した者について罰則が設けられているが、これらの規定は、刑事罰による威嚇的效果により臨検監督の実効性を間接的に担保するものであり、直接的又は物理的な強制力を伴うものではない。また、監督官が労働基準法等関係法令違反の事案を確認した場合、直ちに強制力を有する司法上の権限を行使するのではなく、まず当該違反について強制力を有しない行政指導である是正勧告を行い、当該事業場から自主的な改善の報告を受けて当該違反の是正確認を行うなどの方法により、労働基準関係法令の履行確保を図ることを基本としている。このように、監督官による臨検監督において、事業場の実態を正確に把握し、労働基準関係法令違反の事実を迅速に発見して改善を図らせるため、事業場の任意の協力は不可欠なものである。(略) このため、当該部分は、法 14 条 3 号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

また、当該部分には、担当官の意見や行政の判断の基礎となる情報が記載されており、これを開示すると、労働基準監督機関の意思決定の経過等が明らかとなり、監督官が行う監督指導に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼし、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある。このため、当該部分は、法 14 条 5 号及び 7 号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

なお、文書 3 ①には、申告監督に加えて確認した申告事項以外の労働条件に関する情報も含まれており、これを開示すると、当該事業場の情報が明らかとなることから、申告者等に説明することは予定されておらず、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。このため、当該情報についても、法 14 条 3 号イ及びロ、5 号

並びに7号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 文書3②の「署長判決」欄

文書3②の監督復命書の「署長判決」欄には、監督指導を実施した後の是正確認の方法について、所属長による判決が記載されている。これらは、担当官の意見や行政の判断の基礎となる情報であり、これが開示されれば、労働基準監督機関の意思決定の経過等が明らかになり、監督官が行う監督指導に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼし、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある。このため、当該部分は、法14条5号及び7号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 文書3のその余の部分

文書3①の監督復命書の「参考事項・意見」欄以外の部分には、監督官が臨検監督を実施したことにより判明した事実、事業場への指導内容等の行政措置に係る情報等が記載されている。これらは監督官が認定した事実に基づいた具体的な情報であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。当該部分は、これを開示すると、当該事業場の信用を低下させ、取引関係や人材確保の面等においてその権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

また、これらの情報には、法人に関する情報であって、監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものが含まれている。これらは通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号ロに該当し、不開示とすることが妥当である。

さらに、当該部分には、特定事業場が特定監督署との信頼関係を前提として、監督官に対して明らかにした事業場の実態に関する情報が記載されている。当該部分は、これを開示すると、当該事業場を始めとして事業者と監督官との信頼関係が失われ、今後関係資料の提出等について非協力的となり、監督官の指導に対する自主的改善について意欲を低下させ、さらには法違反の隠蔽を行うなど、監督官が行う監督指導に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある。このため、当該部分は、法14条5号及び7号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

このほか、文書3③は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報である。当該情報は、法14条2号に該当し、同号ただし書イないし

ハのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

また、文書3③の「面接者職氏名」は、法令上の守秘義務を負う特定の士業に係る職務上の情報であり、法人その他の団体に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 担当官が作成又は取得した文書（文書4）

文書4①は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報である。当該情報は、法14条2号に該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

エ 特定事業場から特定監督署へ提出された文書（文書5）

文書5①には、当該事業場の内部管理等に関する情報が記載されており、これを開示すると、当該事業場の内部情報が明らかとなり、取引関係や人材確保の面等においてその権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。このため、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

また、これらの情報は、特定事業場が特定監督署との信頼関係を前提として開示しないことを条件として任意に提供された事業場の実態に関する情報である。当該部分は、これを開示すると、当該事業場を始めとする事業者と監督官との信頼関係が失われ、今後監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となり、また、監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらには法違反の隠蔽を行うなど、監督官が行う監督指導に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては犯罪の予防に悪影響を及ぼすおそれがある。このため、当該部分は、法14条3号ロ、5号及び7号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 新たに開示する部分について

原処分における不開示部分のうち、文書1②、3④及び4③については、法14条各号に定める不開示情報に該当しないことから、新たに開示することとする。（これにより、請求人が審査請求書（上記第2の2）において特に強く開示を求めている「是正勧告書（控）の違反事項」の箇所は開示されることとなる。）

(4) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書（上記第2の2）において、「不開示にしている方がかえって犯罪を誘発又は助長する」等と主張するが、上記

(2) のとおり、法に基づく開示請求に対しては、保有個人情報ごとに法14条各号に基づいて開示・不開示を適切に判断しているものであり、審査請求人の主張は、上記諮問庁の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のとおり、原処分における不開示部分のうち上記3(3)に掲げる部分を新たに開示した上で、その余の部分については、法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イに基づき、不開示とすることが妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和2年6月30日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年7月16日 審議
- ④ 同年9月2日 諮問庁から補充理由説明書1を收受
- ⑤ 同年10月29日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 令和3年11月24日 諮問庁から補充理由説明書2を收受
- ⑦ 同年12月13日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当するとして、不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は不開示とされた部分の開示を求めている。

これに対して諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとした上で、その余の部分については、原処分を維持して不開示とすることが妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁が保有個人情報に該当しないとしている部分の保有個人情報該当性及び諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、審査請求書(上記第2の2)の記載によると、審査請求人は「是正勧告書(控)の違反事項」の開示のみを争っているものとも解し得るが、諮問庁が審査請求人にその趣旨を確認した結果(上記第3の1(2)なお書き)を踏まえ、以下においては、原処分における不開示部分の全部を検討の対象とする。

2 保有個人情報該当性について

諮問庁は、文書4②及び文書5②について、審査請求人を識別することができる情報が含まれていないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しないと説明する。そこで、当該部分が、その内容等に照

らして審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するか否かについて検討する。

(1) 文書4②

当該部分のうち文書4②aは、是正勧告書(控)の「是正確認」欄であり、是正確認のための確認方式欄及び押印欄から構成されている。その余の部分は、審査請求人からの申告を処理する過程で監督官が作成した文書であり、監督復命書作成の際の監督署内の事務処理点検リストである。

当該部分は、いずれも業務処理上必要な情報であって、審査請求人本人を識別することができることとなる情報を含むものとは認められない。

したがって、当該部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められない。

(2) 文書5②(通番8)

当該部分は、審査請求人の申告に関し、特定事業場から提出された書類であり、監督復命書(文書3)に添付されているものと認められる。

当該部分は、その作成、取得の目的等を考慮すると、審査請求人の申告内容と関係があり、審査請求人本人を識別することができることとなる情報であると認められる。

したがって、当該部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当すると認められる。

3 不開示情報該当性について

(1) 開示すべき部分(別表の3欄に掲げる部分)について

ア 通番1及び通番2

(ア) 通番1(1)及び通番2(1)は、申告処理台帳(同続紙を含む。以下同じ。)及び監督復命書(同続紙を含む。以下同じ。)の「完結区分」欄並びに申告処理台帳の「処理経過」欄及び監督復命書の「参考事項・意見」欄の記載の一部であるが、原処分において開示されている情報又は諮問庁が開示することとしている情報から推認できる内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

(イ) 通番1(3)及び通番2(3)は、申告処理台帳の「処理経過」欄及び監督復命書の「参考事項・意見」欄の記載の一部であるが、特定事業場における審査請求人についての裁量労働制の適用に関する事実関係が記載されており、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

(ウ) 通番2(2)は、監督復命書の「労働組合」欄及び「週所定労働時間」欄の記載内容である。審査請求人は特定事業場の職員であり、記載内容の一部が審査請求人が記入した申告カードの内容と一致していることから、当該部分の記載内容は、審査請求人が知り得る

情報であると認められる。

- (エ) 通番 1 (2) は、申告処理台帳の「処理経過」欄の記載の一部であるが、申告があった事実、特定事業場への架電、関係者からの聴取及び特定事業場の来署日等の日程調整等の事実のみが記載されているにすぎず、また、通番 2 (4) は、監督復命書の「参考事項・意見」欄の記載の一部であるが、関係者から聴取した旨、臨検日及び是正勧告書の交付日等の事実のみが記載されているにすぎない。
- (オ) このため、当該部分は、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、労働基準監督機関が行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとも認められない。また、審査請求人に対して開示しないとの条件を付すことが当該情報の性質等に照らして合理的であるとも認められず、さらに、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。

したがって、当該部分は、法 14 条 3 号イ及びロ、5 号並びに 7 号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 通番 7

- (ア) 通番 7 (1) は、特定事業場から特定監督署に提出された文書の一部である。

当該部分は、監督署の受付印のほか、審査請求人の給与、勤務時間及び健康に関する情報、審査請求人が作業に当たった部品の写真及び設計図の記載であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

- (イ) 通番 7 (2) は、特定監督署から受けた是正勧告の是正状況を報告する特定事業場の文書並びにそれに添付された審査請求人の未払賃金額の計算及び同人への振込の事実を示す文書である。

当該部分のうち特定事業場の印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、これにふさわしい形状のものであるが、当該印影は、審査請求人から特定監督署に提出された文書（文書 2）のうち「専門業務型裁量労働制に関する協定届」の印影と同じものであり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。その余の部分は、特定監督署の受付印のほか、原処分において開示されている情報若しくは諮問庁が新たに開示することとしている情報から推認できる内容であるか、又は審査請求人が受けた振込に関する情報であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

- (ウ) したがって、当該部分は、上記アと同様の理由により、法 14 条

3号イ及びロ，5号並びに7号イのいずれにも該当せず，開示すべきである。

ウ 通番8

当該部分は，審査請求人の申告に関し，特定事業場から提出された書類の一部である。

当審査会が見分したところ，当該部分は，労働基準法106条により労働者に対する周知義務が課せられている就業規則及び同条に規定する労使の協定書に該当する文書であると認められることから，特定事業場の職員である審査請求人が知り得る情報であると認められる。

したがって，当該部分は，上記アと同様の理由により，法14条3号イ及びロ，5号並びに7号イのいずれにも該当せず，開示すべきである。

(2) その余の部分（別表の3欄に掲げる部分を除く部分）について

ア 法14条2号該当性

通番4及び通番6は，監督復命書の「面接者職氏名」欄に記載された特定事業場職員の職氏名並びに是正勧告書（控）の「受領者職氏名」欄に記載された特定事業場職員の職氏名，署名及び印影である。これらの職氏名，署名及び印影は，法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当し，同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。また，当該部分は，個人識別部分であることから，法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって，当該部分は，法14条2号に該当し，不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イ該当性

通番5は，監督復命書の「面接者職氏名」欄に記載された面接者のうち，申告事案の処理に関して特定事業場を業として補佐した者の職氏名である。当該職氏名については，本件申告事案の処理に当たった特定事業場側の体制についての情報であり，審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

このため，当該部分は，これを開示すると，特定事業場の内部事情が明らかとなり，その権利，競争上の地位その他正当な権利を害するおそれがあると認められる。

したがって，当該部分は，法14条3号イに該当し，不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条3号イ及びロ，5号並びに7号イ該当性

(ア) 通番1及び通番2

当該部分のうち通番1は，申告処理台帳の「処理経過」欄に記載

されている審査請求人以外の個人に関する情報，特定事業場からの聴取内容及び申告処理に係る監督官の対応方針であり，また，その余の部分は，監督復命書及び監督復命書に記載されている監督署の調査手法・内容及び調査結果並びにそれに基づく監督官の判断，処理方針及び特定事業場の職員から聴取した内容であり，いずれも審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

このため，これを開示すると，労働基準監督機関が行う申告処理に係る手法・内容等が明らかとなり，同機関が行う監督指導に係る事務に関し，正確な事実の把握を困難にするおそれがあると認められる。

したがって，当該部分は，法14条7号イに該当し，同条3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番7

当該部分は，特定事業場から特定監督署に提出された文書の一部であり，具体的には，面接指導を行った医師から事業所に対する就業上の意見等を記載した文書，未払賃金額の計算の詳細，振込依頼文書の記載の一部等である。当該部分には，特定事業場の内部管理等に関する情報が記載されており，審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

したがって，当該部分は，上記イと同様の理由により，法14条3号イに該当し，同条3号ロ，5号及び7号イについて判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

エ 法14条5号及び7号イ該当性

通番3は，監督復命書の「署長判決」欄の記載であり，審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

したがって，当該部分は，上記ウ（ア）と同様の理由により，法14条7号イに該当し，同条5号について判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象保有個人情報につき，その一部を審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない，又は法14条2号，3号イ及びロ，5号並びに7号イに該当するとして不開示とした決定については，諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち，別表の3欄に掲げる部分を除く部分は，審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない，又は同条2号，3号イ及び7号イに該当すると認められるので，同条3号ロ及び5号について判断するまでもなく，不開示とすることは妥当であるが，同欄に掲げる部分は，同条3号イ及びロ，5号並びに7号イのいずれにも

該当せず，開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 高野修一，委員 久末弥生，委員 葭葉裕子

別表 本件対象保有個人情報記録された文書と不開示部分

1 文書番号、文書名及び頁		2 原処分における不開示部分 該当箇所		3 2欄のうち開示すべき部分		
			法14条各号該当性等	通番		
文書1	申告処理台帳及び申告処理台帳続紙	1及び2, 55ないし59	① 1頁「完結区分」欄, 55頁「処理経過」欄1行目及び2行目, 5行目11文字目ないし24行目5文字目, 29行目及び30行目, 56頁「処理経過」欄4行目4文字目ないし20文字目, 11行目39文字目ないし12行目, 57頁「処理経過」欄1行目及び2行目, 21行目, 23行目及び24行目, 59頁「処理経過」欄1行目ないし6行目	3号イ及びロ, 5号イ	1	(1) 1頁「完結区分」欄, 55頁「処理経過」欄24行目1文字目ないし5文字目 (2) 55頁「処理経過」欄1行目1文字目ないし10文字目, 15文字目ないし2行目, 5行目28文字目ないし最終文字, 13行目1文字目ないし18文字目, 14行目23文字目ないし最終文字, 20行目, 57頁「処理経過」欄1行目5文字目ないし2行目, 21行目11文字目ないし最終文字, 59頁「処理経過」欄1行目6文字目ないし最終文字 (3) 55頁「処理経過」欄7行目ないし10行目
			② 55頁「処理経過」欄5行目1文字目ないし10文字目, 24行目6文字目ないし28行目, 57頁「処理経過」欄22行目	新たに開示	—	—
文書3	監督復命書及び監督復命書続紙	60及び61	① 60頁「完結区分」欄, 「労働組合」欄, 「週所定労働時間」欄, 「最も賃金の低い者の額」欄, 「参考事項・意見」欄4行	3号イ及びロ, 5号イ	2	(1) 60頁「完結区分」欄, 61頁「参考事項・意見」欄25行目, 26行目 (2) 60頁「労働組合」欄, 「週所定労働時間」欄 (3) 61頁「参考事項・

			目及び5行目, 61頁「参考事項・意見」欄1行目ないし18行目, 20行目及び21行目, 25行目ないし29行目			意見」欄2行目ないし6行目 (4) 61頁「参考事項・意見」欄9行目1文字目ないし18文字目, 10行目23文字目ないし最終文字, 15行目, 27行目1文字目ないし11文字目, 32文字目ないし28行目
			② 60頁「署長判決」欄	5号, 7号イ	3	—
			③ 60頁「面接者職氏名」欄1文字目ないし11文字目	2号	4	—
			④ 60頁「面接者職氏名」欄12文字目ないし22文字目	3号イ	5	—
			⑤ 60頁「是正期日・改善期日」欄, 61頁「参考事項・意見」欄19行目, 22行目ないし24行目	新たに開示	—	—
文書	担当官が作成し又は取得した文書	624	① 62頁「受領年月日受領者職氏名」欄のうち受領年月日を除く部分	2号	6	—
			② a 62頁「是正確認」欄 ② b 63頁	保有個人情報非該当	—	—
			③ 62頁「違反事項」欄, 「是正期日」欄	新たに開示	—	—
文書	特定事業場から特定労働基準監督	645	① 64頁ないし156頁, 175頁ないし185頁	3号イ及び口, 5号, 7号イ	7	(1) 64頁ないし134頁, 135頁ないし156頁, 175頁ないし179頁 (2) 182頁全て, 18

署に提出された文書				3頁標題, 184頁28行目, 29行目, 185頁表題, 「振込依頼人名」, 「振込指定日」, 「振込メモ」, 「受取人名」, 「金融機関名支店名」, 「科目口座番号」及び「支払金額振込金額」の各欄, 受付印
	② 157頁ないし174頁	保有個人情報非該当, 又は3号イ及びロ, 5号, 7号イ	8	全て

(注1) 文書1ないし5を通じて順に付番したものを「頁」としている。

(注2) 文書2(審査請求人から特定労働基準監督署に提出された文書)は, 原処分における不開示部分を含まないことから, 記載を省略した。